ヨーロッパの経験した観光開発と有給休暇制度

Tourism Development and the Paid Vacation Policy in the Western European Countries

白 坂 蕃* SHIRASAKA, Shigeru

Abstract: The purpose of this study is to analyze the tourism development and paid vacation policy in the western European countries, especially in Germany and France to find suggestive possibility for the tourism in Japan.

In the former West Germany, the government had presented the extremely high quality policy for tourism and paid vacation. In France, the *Front Populaire* Cabinet introduced the policy of "paid holidays" to their workers in 1936. After the World War II, the paid vacation is one of the major contributions to the development of tourism in the western European countries.

The paid holidays for Japanese average workers are approximately 20 days a year, but they only use ten days of their paid holidays in average. In addition, the Japanese Government has not yet ratified the ILO Convention No. 132 of 1970. Therefore, the institutional condition has been lacked to establish national scale resorts in Japan.

From the European experience on the tourism and paid vacations, it is the foremost requirement for the Japanese Government to raise the standard of paid holidays to the same level as that of the western European countries to improve the current social environment for tourism in Japan.

Key words: 観光 (tourism), ツーリズム (tourism), 有給休暇 (paid-holiday), ドイツ (Germany), フランス (France), ラングドック=ルション地域開発計画 (Languedoc-Roussillon), 日本 (Japan)

- I はじめに
- Ⅱ 旧西ドイツのツーリズム政策と経験
- Ⅲ フランスのツーリズム経験
 - Languedoc-Roussillon 観光地域開発—
- Ⅳ 有給休暇政策と国家
- V 日本の経験と向かうべき方向
 - ―まとめに代えて―

I はじめに

幕末の1856年(安政3)に3隻のオランダ船が長崎に到着した.

そのうちの一隻(500t, オランダ名「スームビング」)が幕府に献上された. ときの長崎奉行, 永井玄蕃頭がその船に「観光丸」と命名した(井上萬壽蔵, 1957; 村上元三, 2004).

(1998年4月~2002年3月, および2004年4月~2009年3月の間, 立教大学 観光学部・教授)

^{*}帝京大学 経済学部 観光経営学科·教授

これが「観光」ということばの日本での初出であると人口に膾炙している.

同様に、その「観光」ということばは中国の古典のひとつで、紀元前に成立したとみられる卜占のテキストである『易経』(高田真治・後藤基巳、1969)のなかに「觀國之光、利用實干王」とあり、「国の光を観る」と解釈されるという(たとえば溝尾良隆、2009)、そして「観光とは、その地域(または外国)に固有のさまざまな文化をまなび、それを自分の属する社会や地域(国)に役立てる」ことだとされてきた。

しかしながら、永井玄蕃頭の「観光丸」命名以前にも、日本では、すでに「観光」という「ことば」の使用例があるのは確かなことである。それが『易経』のなかからとりあげられたのかどうかを、筆者はつまびらかにできない。しかし中世の禅僧による「観光」の用例が確認されている。また江戸時代の「観光」の用例で確認されているもっともさかのぼるものは1680年である(詳しくは溝口周道、2010)。

溝口周道(2010)によれば、江戸時代には幕府によって、いわゆる朱子学が奨励され、その展開の過程で『易経』の中の「観光」とは異なる解釈として、「観光」ということばが学者などの間で流布していったという。

筆者も2009年に、偶然、本因坊丈和先生著『國技觀光』という書物に触れる機会があり、その出版が1825年(文政8)であることを知って、件の「観光丸」をもって、「観光」ということばが日本での嚆矢とすることは間違いであることを確信していた。

ちなみに、この『國技觀光』は囲碁の布石の研究と打碁集である。これについて溝口周道(2010, p. 123)は『易経』にある「觀國之光」の國を「囲碁(国技)の世界」に置き換えた表現とみることもでき、『易経』に由来する可能性が認められると述べている。

余談だが、前述のオランダ船は長崎にあった海 軍伝習所に預けられ、その後、咸臨丸(これも『易 経』からの命名)や勝 海舟とともに 1860 年に遺 欧使節団をのせてアメリカ合州国にいった.

また佐野藩は1863年(元治1)に創設した藩

立学校のひとつに「観光館択善堂」と命名した (佐野市史編さん委員会、1973).

このように、いわゆる「物見遊山」とは異なり、 江戸時代の朱子学によって流布した「観光」は高 尚な意味をもっていた、ちなみに、革命・口実・ 苦節・大過なども『易経』に由来することばで ある。

ところで、文字の意味からすると、観光の「観」 とは、本来「つまびらかにする」「示す」などを 意味する。つまり、「詳しく、よく比べ察する」「吟 味する」ことを意味する。

「光」には「明かり」「景色」「大いなること」 などの意味がある。

憶測するに、本来、観光とは国際的視野をもっていたらしい。

その後、日本では大正期に英語の tourism の訳語に「観光」をあてた。

しかし、すでに「観光」は、そのころには低俗な意味をもつようになっており、幕末の「観光」からは意味が変質していたのである。こんにちでも「観光」というとき、多くの人びとは「この感じ」から脱し切れていない。

したがって、筆者は「tourism を観光とは訳さないで、そのままツーリズムとした方がよい」と従来から考えてきた。

たとえば、15年ほど前からイギリスでは volunteer tourism ということがいわれはじめた。東日本大震災後、さまざまな手伝いに出かけるボランティアーがみられるが、それを「ボランティアー観光」というと多くの日本人には違和感があるというものである。

したがって、本稿でも「観光」と「ツーリズム」 を併用する.

しかしながら、どのようにツーリズムや観光を 表現しようとも、こんにちの社会ではツーリズム や観光という行動は人間社会に必要欠くべからざ るものであると認識されるようになりつつあると はいえる.

本稿の目的は、ヨーロッパにおける観光開発と 有給休暇制度の経験をたどりながら、ひいては日 本の観光の現状をヨーロッパの経験に対比させ て、その方向性を探ることにある。

Ⅱ 旧西ドイツのツーリズム政策と経験

第二次世界大戦後,国家が政策として国民生活にいち早くツーリズムを取り入れたのは旧西ドイツ政府であった。旧西ドイツ政府のツーリズム政策と山村開発の経験からわれわれが学ぶべきことは、きわめて多い(富川久美子、2007).

旧西ドイツのオリンピック委員会のある委員からの筆者の聞き取りによれば、第二次世界大戦後の旧西ドイツ政府は敗戦によって衰えた国民の体力を回復するために、いち早く都市の内部や周辺に各種のスポーツ施設を開設し、スポーツクラブを整備した。これはゴールデンプランとして知られ、その後のオリンピックなどでの西ドイツ選手の活躍の礎は、ここにあるといわれる。

また西ドイツでは 1960 年代の、いわゆる「奇跡の経済復興 Wirtschaftwunder」により社会生活が安定した。

その結果,自家用車やキャンピング カーによる旅行が増大した.その受け皿として国内の山村地域に多額の資金援助をして農家民宿を整備した.

つまり、西ドイツ政府はアデナウワー首相のもとで、次のように考え、都市環境や農山村政策を着実に実施した(Martin Oppermann, 1996).

都市生活が安定してくると、農村から都市への 人口移動が顕著になることが旧西ドイツ政府には 容易に予測された.これを放置すれば、農山村からの都市への人口流入が顕著になる.都市人口の 急速な膨張をおさえて、さらには農山村を健全に 維持することを西ドイツ政府は真剣に考えた.

西ドイツ政府は「農山村は人口の都市への過度 集中に対する防波堤であり、人口分散政策のうえ からも農山村は重要な役割を果たしている. その 価値は単なる経済的な尺度でははかれない」と考 え. 農山村の人口維持のために資金援助をした.

1973年における筆者の聞き取りによれば、旧西ドイツ政府は条件不利地域にある農牧業経営にさまざまな補助金を提供した。

そのひとつが農家民宿である.

西ドイツ政府は観光に対する需要の増加を見込 んで、農家が民宿を経営できるよう多額の補助金 を支出し、政策的にその増加を誘導した.

具体的には、古い農家を建て替えるときに農家には客室(10室以下)を整備してもらい、10年間は民宿経営をしてもらうのである。そのために、家屋の建築のための補助金を農家に与えた。

たとえば、筆者が 1976 年に聞き取りをしたときに、バーデンビュルテンベルク州では、その補助金が家屋の建築費用の 30%にもなっていた。またバイエルン州では 40%であった。

旧西ドイツの多くの州では、これに倣って農家 民宿が政府の補助金政策のもとで整備された。ま た小さな民宿(8ベッド以下)は自由に開業でき、 特別の許可がなく、朝食や牛乳を宿泊者に提供で きるようにした。

その結果,こんにち,旧西ドイツ地域には宿泊料金の安い農家民宿が広く分散的にみられる(石井英也,1982:富川久美子,2005;富川久美子,2007,pp.49-52).

西ドイツに限らず、1960年代のヨーロッパでは多くの国々で、いわゆる農村観光が盛んになった(Martin Edmunds、1999;横山秀司、2006)。こんにちでは、イギリスにも農家民宿は整備されているが、やはりアルプスをもつスイス(石井啓雄・楜澤能生、1998、pp. 181–208;石原照敏、2001)、オーストリア(Masaaki Kureha、1995;上野福男、1997;石井啓雄・楜澤能生、1998、pp. 157–181;池永正人、2000、2001;呉羽正昭、2001a、2002)、フランス(石原照敏、1999、2001)、そしてドイツ(呉羽正昭、2001b;富川久美子、2007)に顕著である。

筆者の聞き取りによれば、1970年頃から旧西ドイツ政府は「農村で休暇を Urlaub auf Land」の一大キャンペーンをはり、さらには有給休暇制度を整備(後述)して、国民に農山村での休暇をよびかけた。

旧西ドイツでは国や州の補助金をうけた農家民宿は宿泊価格も手頃で、家族連れで滞在しても大きな負担にはならない(浮田典良、2000). そのセールスポイントは「農村生活」で、すでにこの当時から、いわゆるエコ=ツーリズムやグリーン=ツーリズムを実践していた.

長い有給休暇に支えられて、国民の旅行は増大

し、農山村における景観の維持と人口減少を食い止めることに旧西ドイツ政府は成功したとい える

その背景には国家政策としての有給休暇の充実 があることを忘れてはならない.

第二次世界大戦後における旧西ドイツ政府のこうしたツーリズムに関する政策と実施には学ぶべきことが多い.後述する有給休暇政策は、その典型である.

Ⅲ フランスのツーリズム経験─ラングドック=ルシオン観光地域開発─

リゾートや「リゾート法」の問題を考えるとき筆者は必ずフランスにおける「Languedoc-Roussillon 観光地域開発計画」を思い出す.

この計画はフランスの国家的プロジェクトのもとでの国内ツーリズム振興のための地域開発の事例(西原清之, 1974;望月真一, 1990)で、また成功例である(Pierre Racine, 1987; Brian Goodall and Gregory Ashworth, 1989).

スタートしたばかりのこの開発計画を 1970 年7-8 月に筆者は実際に現地でみる機会があり、モンペリエ(Montpellier)の現地事務所で聞き取りをしたが、聞けば聞くほど用意周到で綿密なこの開発計画に驚嘆した.

じつは、この「Languedoc-Roussillon 観光地域開発計画」は日本の総合保養地域整備法(いわゆるリゾート法、1987年)のモデルになったといわれる。しかし日本のリゾート法は、このLanguedoc-Roussillon 観光地域開発計画とは似ても似つかぬものである。

フランス政府は、Charles de Gaulle 大統領 (1880-1970) の指導期であった 1963 年にスペインと国境を接する地域である南フランスの Languedoc と Roussillon の両地域に大規模な観光に関する地域開発 (正確には Languedoc-Roussillon 沿岸地方観光整備計画) を始めた. 地域は la Grande Motte = Camargue 地区からスペイン国境までの 200km、海岸から約 10–20km の幅の地域である.

この地域開発には以下のようなフランスの事情

があった

第二次世界大戦が終わり、1960年代に社会が徐々に回復すると、従来、長期滞在の目的地であったコート=ダジュール(Côte d'Azur)は飽和状態になり、また高級化して、庶民が家族で滞在するヴァカンスに対応できなくなった。

その結果、フランスにおける家族のヴァカンス目的地は比較的低廉であったスペインやイタリアに向かった。ところが、それによって、戦後、充分ではない外貨が大幅に減少してフランス政府を困惑させていた。

このようなヴァカンスによる人びとの海外流出を食い止めて、その消費をフランス国内に向かわせるために計画されたのが「ラングドック=ルシオン観光地域開発」である.

この観光開発の対象となったラングドック=ルシオン地域は、従来、フランス国内では、きわめて開発の遅れた地域であった。この地域の特徴は晴れた日が多いこと(年間日照時間 2,750 時間、降雨日数 90 日以下)と砂浜である。

計画地域の 200km にわたる海岸線のうちの 180km は砂浜海岸である. しかし, 海岸には, いわゆるラグーン(潟湖)と沼地が点在し, 蚊のはびこる不健康な地域としてヨーロッパでは, よく知られていた.

したがって、この地域は海岸からすこし内陸に はいったところにあるブドウ栽培が主な産業で、 またひろくウシやヒツジの飼養が見られた.

計画地域の沿岸には小さな漁業集落が点在し、10km ほど内陸にはいったところにモンペリエ (Montpellier:人口17万人),ニーム (Nimes:13万人),ペルピニアン (Perpignan:10万人)などの小都市があるにすぎない。1960年代当時、フランスの1平方キロメートルあたりの人口密度は108人であったが、この地域は63人であった.

一方, 歴史をひもとくと, この地域は地中海に面しているだけにギリシャやローマの植民地の一部であり, その遺構が残存していた.

とくにニームの闘牛場はよく保存され、ローマのコロシアムにも匹敵する歴史的遺産である。またカルカソンヌ(Carcassonne)の城砦都市はほぼ完全に保存され、中世の幾何学的都市計画の典

型として知られる.このほかにも中世からの修道院.城郭と運河のある小都市なども存在する.

筆者の聞き取り(1970年8月)によれば、このような歴史的な遺構含む内陸側の都市と新しいリゾートとの間の有機的な結びつきの設定も、この計画の重要な開発事項であった。

ところで、1963年にフランス政府は特別立法により、ラングドック=ルシオン地区観光総合開発庁を設立した。この計画とその実施で注目すべきは、この開発庁が設立される以前に、この計画実施にもっとも適している主要部分の土地(1,250ha)のほとんどを国家が極秘裏に入手していたことである。

つまり、計画が発表された時点で計画用地の主要部分は国家により確保されていた。フランス政府は投機家の介入を防止するためにダミーの会社を利用して土地を入手した。

筆者のモンペリエ現地事務所での聞き取り (1970年8月) によれば、1ha あたりの買収費用は当時の邦貨で13万円だった。坪当たりに換算すると43円である。

この計画の開発機構を図1に示す.

当時、フランスでは地域開発計画相のもとに地域開発計画局(ダタール:DATAR)がおかれ、その下にラングドック=ルシオン地区の開発を担当する開発庁があった。この開発庁にはパリ事務局と現地事務局(モンペリエ)がおかれた。

フランス政府は整備計画を策定し、土地を取得 して基本的なインフラストラクチャー(道路・港 湾・上下水道・下水処理・蚊の駆除など)を整備 した.

実際にその開発に携わったのは、フランス政府とこの開発に関係する地方当局の集合体である開発公団(Société d'Economie Mixte)であった.

この開発公団は以下の4つの公団にわかれて計画が実施された.

- 1 蚊の駆除のための公団
- 2 用地整備のための公団
- 3 植林のための公団
- 4 港湾整備のための公団

日本ではあまり知られていないことであるが、

地域観光計画相 地域開発計画局(DATAR) Délégation à l'Aménagement du Territoire et à l'Action Régionale ランクドック = ルシオン地区観光総合開発庁 Mission interministérielle pour l'aménagement touristique du Littoral Languedoc-Roussillon 計画事務局 現地事務局 Montpellier 開発公団 Société d'Economie Mixte 蚊駆除班・用地班・植木班・港湾整備班

S.A.D.H S.E.B.L.I S.E.M.E.A.A S.E.M.E.T.A S.C.A.T (ピレネー オリエンタル県) (ピレネー オリエンタル県)) (エロー県) (エロー県) (オード県) Cap d'Agde Gruissan La Grande Port Barcares St. Cyprien Motte Leucate 民間デベロッパー (国内・国外資本) 利用

図 1 Languedoc-Roussillon 地域の開発機構 (1970 年, 筆者の聞き取りにより作成)

この地域の湿地帯における蚊の退治は、この計画の実施に重要な位置を占めた。

この計画地域の大半は蚊の大発生地であったため、この計画以前、「この地域には1時間とはいたたまれない」といわれた。

蚊の駆除は開発計画の成功にとっては、ひじょうに重要な問題であった。この蚊の駆除にはドイツやアメリカ合州国の学者にも協力を依頼した。 沼沢地の整備と蚊の駆除はセットで実施された。

この計画では、計画地域の環境保全と伝統的景観の保護のために計画地域の60%には手を加えなかった。

つまり、開発して市街地をつくる区域と従来からの土地利用を優先する区域とを明確に区分した。すなわち、有望なブドウ畑は開発から除外し、また漁師の集落、貝の養殖地、ウシやヒツジの放牧地なども計画から除外した。それらは観光資源にもなるからである。

ひとつのデータをあげておく

1964 年から 1979 年の間の投資の内訳は以下の通りであった

国家	14%
地方自治体・開発公団	20%
民間および各種団体	66%

つまり、この開発では民間の投資が重要な位置 を占めた。

また開発庁を通してつぎ込まれた政府予算の主な内訳は次の通りであった.

土地造成	9.8%
上水道	5.5%
道路	34.3%
ヨットハーバー	10.1%
蚊の駆除	11.7%
オートキャンプ場など	1.5%
研究とプロモーション関係	7.3%
そのほか	19.8%
	(計100%)

開発公団は土地を国家から買い取り、その土地 のインフラストラクチャーを整備し、その造成 費を加算しただけで、利潤なしで民間に払い下 げた.

前述のように、国家が計画区域内の土地をきわめて安く入手したので、その払い下げ価格も相当に安かった。

土地を取得した民間企業は、ホテル・集合別荘 (アパート形式の集合住宅)・戸建ての別荘・商業 施設・ヴァカンス村などの建設を分担した。

ヴァカンス村とは各種の宿泊施設に加えて銀行・郵便局・商店などの生活に必要な村落的機能が整っており、ヴァカンス客の長期滞在が可能であるところである(Elie Mauret, 1975).

造成された土地を安く入手した民間デベロッパーは土地取得後の1年以内に各施設を着工する義務を負った。その義務が果たされない場合には、元の値段で公団が買い戻すことになっていたので、その開発は着実に進んだ。

この計画における国家の投資はTVA(付加価値税)として充分に回収されたといわれている.

1970年に筆者が聞き取りをしたときの計画の概要を表1に示した。

表 1 Languedoc-Roussillon 開発の概要

54 N 95 BB	計画の総面積	計画の規模
開発地区	(ha)	(ベッド数)
La Grand Motte	1,000	43,000
Carnon	70	7,000
Port Camargue	120	12,000
Le Cap d'Adge	600	12,000
Gruissan	1,600	42,000
Port Leucate	300	40,000
Port Barcares	300	4,200
Saint Cyprien	240	24,000
Total	4,230	262,000

- 1) 1980年には、一応の完成とされた。
- 2) 上記の8地区を,8人の建築家が担当した. (1970年,筆者の聞き取りにより作成)

この計画には8つの地区があり、設計のための建築家が世界から募集された。8地区にひとりずつの主任建築家が指名されて、計画を遂行した。この主任建築家は各デベロッパーからは独立しており、独自にマスタープランを作成し、開発地区のすべてを指揮した。このために地区毎に異なった建築スタイルを生み出した。

ただし、それぞれの地区には、リゾートとして必要な施設に加えてヨット ハーバー・ホテル・アパート・キャンプ場・キャンピング カー村、スポーツ施設・商業施設・休暇村などを組み込むことが必要条件であった。

この計画が比較的スムーズに進んだ要因のひとつに、日本の沿岸部にある地元民の「漁業権」に相当するものがフランスにはないことも見落としてはならない。このことはこの地域の大規模な開発を可能にした重要な要因のひとつである。

結局,この計画の実施で,建築業と土木事業で約8,000,また約25,000のフルタイムの雇用(半分が直接的に観光産業),さらに約20,000の臨時雇用が生み出されたものと推計されている.

このようにして地中海最大のマリーン=コンプレックスが誕生した.

夏季にはフランス全土から自家用車によるツー

リストが訪れ、冬季は北欧やイギリスなどからのリゾート客も来る.

フランス政府は Languedoc-Roussillon の開発 によって国民のヴァカンスを国内で消費させるこ とに成功した.

現在,ヴァカンスをとるフランス国民の80% 以上は国内ですごす.

ところで、フランスでは単に仕事を休むのは休日であって、ヴァカンスとはよばない。ヴァカンスはつぎのように定義されている。

「仕事や治療以外の目的で4日以上,通常の居住地を離れること」

フランスでは夏季に国内や国外で休暇を過ごす人びとの移動を migration (ミグラシオン) という

フランス政府の資料によれば、1964年のこの 夏季のツーリストの移動は総人口に対して 43% であった。

1970年にはこれが60%になり1980年には65%になった.

しかし 2000 年代になっても 65%前後で推移している.

こんにち、フランスでもヴァカンスにいけない人びとが確実に約20%程度は存在する。そのためにフランス政府はソーシャル=ツーリズムに関するいくつかの政策を実施している(後述,第W章)。

筆者の友人の、あるフランス人によれば、フランスの工業生産指数は7~8月には年間平均の70%程度に落ち込むという。

夏季には大量のミグラシオンが発生するので工業生産が落ち込むのは当然であろう.このためにフランスの産業界では、生産性が低下し、国際競争力が損なわれかねないとの懸念がときどき噴出する.

Ⅳ 有給休暇政策と国家

有給休暇やヴァカンスというとき,日本ではフランスを思い起こすひとが多いだろう(高橋伸夫,1992).

じつは、フランス国民のヴァカンス好きは有給 休暇制度をとおしてフランス国民に植え付けられ たものであり それほど古いものではない

つまり,フランスにおける労働者余暇の起点は 人民戦線期における週40時間法と有給休暇法の 制定にあった(廣田 明,2005, p.1).

フランスでは1906年に、いわゆる週休法により、(週休1日は)すべての労働者・職員の権利となり、また土曜日午後の休みは、世紀転換期から第一次大戦前に導入されはじめ、大戦中の拡大を経て1920年代に確立した。その間には、長きにわたっての労働時間短縮運動もあった(廣田功、2005)。

一方,フランスにおける有給休暇政策は,世界恐慌に続く時期,1936年のフランス人民戦線内閣のヴァカンス基本法(いわゆるヴァカンス法)にはじまる.

人民戦線内閣は短命ではあったが、失業者に仕事を分け与えるためにワーク シェアリングを考え、労働者に有給休暇制度を導入した.

つまり、1年間の継続した労働に対して15日間(12労働日に加えて2日の日曜日と1祭日)、6ヶ月の労働には6労働日が有給で与えられるというものであった(このようなフランスにおける「余暇の組織化」や有給休暇政策に関する研究は、廣田明、1996および廣田功、1987によって、その社会的背景やその経過が詳細に分析されている)。

すべての労働者に有給休暇を与えることに加え て、人民戦線内閣は労働者の休暇を支援するいく つかの方策を実施した.

たとえば、有給休暇を享受する労働者とその家族のほとんどは鉄道を利用する。そこで、まずレオン=ブルム政権は鉄道の有給休暇切符を40%割引とした。日帰り用の日曜切符もつくった。

またフランスでは、すでに1929年に最初のユース ホステルが開設されたが、レオン=ブルム内

閣は青少年が利用できる宿泊価格の安いユースホステルの普及に力をいれた.

さらに人民戦線内閣は恵まれない家庭の子どもたちを対象に、いわゆる林間学校や臨海学校も普及させた。これは、こんにちでもフランスのソーシャル=ツーリズムの一環として継続されている。

ところで、レオン=ブルム内閣で当初15日で あった年次有給休暇の日数は、第二次世界大戦 後、次第に充実した。

フランス政府は有給休暇を1956年に3労働週に伸ばした.1969年には有給休暇は4労働週となった.

さらに 1981 年に誕生したミッテラン政権のもとで、1982 年には有給休暇は 5 週間(年間 30 労働日;週休二日制なので実質有給休暇は最大で 6 週間)になった(廣田 明. 1999).

1982年には、いわゆる「ヴァカンス小切手全国庁」を設立してフランス政府は労働者のヴァカンスを支援している.

つまり、企業は労働者の積立金に加えて20~80%を拠出してヴァカンス小切手をヴァカンス小切手庁から購入し、これを労働者に支給する.小切手の購入企業に対しては社会保険料の一部減免措置が適用される.

このヴァカンス小切手は、フランス国内の宿泊施設、交通機関、飲食店、スポーツ観戦施設など、約13万以上の施設で支払いに利用できる。2008年のヴァカンス小切手の発行総額は約12億ユーロ(邦貨、約1,800億円)、この制度の受益者は約750万人であった。

1999年には低所得者を対象としたヴァカンス支援制度として「休暇連帯基金・給付金」制度をはじめた。これは関係各省庁・地方自治体・企業が連携して休暇連帯基金・給付金を管理し、低所得の家庭や若年層、年金生活者、失業者、生活保護受益者、そして障害者などを対象として、制度への加入者に対して給付する。

またフランス政府は高齢者の孤独の解消,また社会との連帯の構築,さらにはオフ=シーズンにおける休暇施設の稼働率の向上などを目的として「ヴァカンス=セニオール制度」を2004年に導入

した. 長期間にわたりヴァカンスに出かけていない 60 歳以上の高齢者に、ヴァカンス小切手全国庁は1日あたり140ユーロの支度金を給付する. これを利用するとオフ=シーズンにヴァカンス村への滞在が可能である(観光庁2010).

現在、フランスのヴァカンス法では原則として5月1日から10月31日の期間に年次有給休暇のうち4週間を消化し、残り1週間は11月1日から5月31日までに消化するとしている。また1回の有給休暇は24労働日を超えてはならないと定められている。

このような有給休暇の思想は 1930 年代に、突然、フランスに現れたのではない。

余暇のさまざまな楽しみ方は産業革命をいち早く経験したイギリス人の影響のもとに19世紀に始まったものである(川北 稔. 1987).

それは「自然に還る」ためのひとつの願望であった. ルソーのような 18世紀の哲学者によってすでに唱えられていたが, 19世紀初頭のロマン派詩人によって再び繰り返され. 流行した.

一般的にいえば、20世紀初頭までは余暇の楽 しみは富裕な貴族階級だけのものだった。

フランスの Côte d'Azur (コート=ダジュール)は、すでに王政復古期(1600 年代後半)にイングランドの貴族階級が避寒地として見いだしたところである。18世紀末でも交通が不便で、フランスの僻地だったが貴族階級の避寒地として注目された。

コート=ダジュールはアルプスによって北からの風が遮られる位置にある.

イングランドの貴族は冬季にはコート=ダジュールなどの避寒地を利用し、さらにはスポーツとしてのアルプスでの夏季の「登山」を考え出した。各国の王侯貴族もコート=ダジュールを好み、そこに長期間滞在した。

スイスではイギリス人の上流階級がアルプスに入り込み,1832年(天保3)に初めてのホテルが開業した。19世紀中葉のヨーロッパでは、アルピニズムに限らず旅行が急増した時期である(河村英和,2013)。その背景には産業革命後の新しい中産階級の形成に加えて交通網の発達がある(荒井政治、1989)。

この当時の旅行は、富裕な貴族階級、軍隊の将校などに加えて、新しい中産階級が、その中心だった。それは近代ツーリズムの礎となった。彼らは冬季の休暇にはコート=ダジュールなどで過ごし、夏季にはヨーロッパ各地の温泉地、アルプスなどに長期間にわたり滞在した。また居住地では近くにハイキングに出かけることを常とした(富川久美子、2007、pp. 15–16).

ヨーロッパでは 1890 年 (明治 23) 頃までに企業の経営者や中堅幹部,金持ちの商店主,その商店の幹部社員など,いわゆるブルジョア階級は長期休暇や旅行を享受していた。このような富裕層の滞在を対象にして,すでに 1850 年 (嘉永 3)までにはイギリスではいくつもの海浜リゾートが開発されていた.

またイングランドの Bath (バース) はローマ時代に開発された温泉地であるが,18世紀中葉には再建されて上流階級の保養地,社交地として繁栄した(小林章夫,1989;蛭川久康,1990).

ところで、すでに 1873 年(明治 6)にドイツでは公務員の有給休暇制度が始まり、公務員に加えて地位の高い会社員による旅行が増加した。そして 1918 年(大正 7)には休暇法が制定された。これによって労働者の旅行が増大した(富川久美子、2007、pp. 16–17)

このように、すでに 1873 年にドイツは公務員の有給休暇制度をつくり、さらに 1918 年には休暇法を定めた。しかし、この休暇法は休暇日数を規定せず、休暇は使用者と労働者間の労働協約によるとした。このため世界最初の休暇法の名誉は一般にはフランスが担うことになった。

しかしながら、世界で最初の休暇に関する法整 備はドイツであるといえる.

第一次世界大戦が始まると、中産階級による観光旅行の普及は当然のことながら突然に終わった. しかし、それまでの期間に、さまざまな階層に夏季の休暇が浸透し、増加していたのである.

第一次世界大戦後,確実にツーリズムは進展した. その後,イタリアやナチスドイツは労働者を取り込むために政治的に有給休暇を利用した.

たとえば、1925年にムッソリーニは「労働者を肉体的にも、知的にも、道徳的にも鍛錬する」

ために鉄道を利用した団体旅行を割安料金で実施 した. その目的地はアドリア海沿岸だった.

一方, ナチズム政権下のドイツではソーシャル = ツーリズムが推進された

1933 年に余暇組織 KdF(Kraft durch Freude)が設立され、博物館・劇場・映画やスポーツ施設などの余暇施設の建設が進んだ。また全労働者への休暇が法律で定められ、このために国内外への休暇旅行が奨励された。もっとも、当時は失業率が高く、金銭的な余裕のない労働者のためにKdFは7日から14日間の安価な旅行を催した。参加者は1934年に200万人以上にのほった。

第二次世界大戦後,この KdF によるソーシャル=ツーリズムは過去のものとなったが、後述するようにドイツにおける休暇制度、労働者の権利の行使、旅行助成など、ドイツにおける労働組合の規約に大きな影響を及ぼした(富川久美子、2007, pp. 16-17).

上述のようなヨーロッパにおけるツーリズムの流れのなかにフランスの人民戦線内閣の有給休暇 政策も位置づけられるべきであろう.

このように第二次世界大戦後, とくに世界の先進諸国は労働者の有給休暇制度を真剣に考えてきた. たったひとつ例外がある. それは日本である.

表2は主要先進国の有給休暇制度である.

こんにち、もっとも整った有給休暇制度をもつのはドイツをはじめフランス、北欧三国などである。イギリスやアメリカ合州国などもその水準に近い(表2).

筆者の聞き取りによれば、ドイツの一般の会社では休暇法で定められた24週日に加えて、さらに1週間が労働協約によって付与される.

つまり、ドイツの有給休暇日数は、ほぼ6週間である(北欧三国でもドイツやフランスをこえる有給休暇日数が認められている). そして、これらの国々の有給休暇の取得率は、ほぼ100%である.

筆者のオーストリアの友人(ウィーン経済大学 名誉教授)からの情報によれば、ヨーロッパ諸国 の労働者の1年間のヴァカンスの平均取得日数 (2004年) は次の順であった(こんにちでも同じ ようなものと考えてよい).

表 2 年次有給休暇制度の国際比較

ドイツ		: 休暇年は暦年である.
	:	: 暦週 24 週日 (週日とは, 土曜日, 日曜日以外の所定の休日および法定祝日を除く暦日, つまり, 実際には 5 週間).
	:	: 多くの場合、労働協約により、法定休暇にさらに5労働日が付加され、有給休暇日数は、ほぼ 6週間である(全産業平均の有休日数は30.7労働日).
		:労働協約が成立してから6ヶ月(6ヶ月未満でも1ヶ月当たり12分の1の休暇を付与する)。
	連続付与	: 前年の出勤率などの用件を必要としない. : 連続 12 週日を付与する(労働協約で異なる定めも可とする). : 分割が認められる場合でも,ひとつは連続 12 週日以上であることが必要である.
		: 使用者が労働者の希望に配慮したうえで決定する(従業員代表がいる場合には、代表との合意のうえで定める).
		: 年休の繰り越しは原則として認めないし、未取得分は消滅する. : 使用者による休暇の買い上げは認めない(ただし、労働関係の終了の場合のみ認められる). : 休暇手当ては平均賃金方式をとるので時間外手当ても基礎に含まれる(手当ては休暇に先立って支払われる).
	有給休暇取得率	: \\$\\$\100%
フランス	付与日数	: 労働法典のなかの年次休暇の規定による. : 年間 30 労働日(1ヶ月の継続勤務につき 2.5日). : 年休基準年度(前年6月1日から翌年5月31日)の間に,同一使用者のもとで1ヶ月(24 労働日)の勤務で取得用件が完成する.
	連続付与	・12分働日を超えない有給休暇は連続して与えなければならない(だたし,最高24労働日). 法的には5週間の連続取得も可.
	付与の方法	: 休暇取得可能時期 (労働協約または団体協約で定めた 5 月 1 日から 10 月 31 日を含む期間) に,
		労働協約や団体協約の規定,または慣習により付与する. :使用者は休暇の日程を決めて事業所に掲示し、労働者はそれに従って休暇をとる.
		: 労働者には休暇日程の決定権がないが、5月1日から10月31日の間に12-24労働日の休暇が付与される.
	有給休暇取得率	: 休暇手当ては給与総額の 10 分の 1,または休暇期間に労働すれば得られるであろう賃金のどちらかを労働者が選択する. : ほぼ 100%
イタリア		: 労働協約による. : 法令上の規定はないが産業別労働協約では4週間程度が多い.
	勤続勤務用件 連続付与	: 同一の使用者のもとで勤続1年未満には比例付与する. : 休暇は、分割する場合でも、ひとつは2労働週以上でなければならない. : 休暇の取得時期の決定は使用者の権限であるが、事前に労働組合の意見を聞き、労働者に予告
	その他 有給休暇取得率	する場合が多い. : 有給休暇を欠勤日に充当することはできない. : ほぼ 100%
イギリス		: EU 労働時間指令. : ほぼ 4 労働週であるが、これに加えて勤続年数により最高 5 日の付加休暇が加算される企業も
	勤続勤務用件	50%以上ある. : 1 年間勤務した労働者に 20-25 日の有給休暇が付与されるのが一般的である(イギリス使用者
	連続付与	連盟の調査). : 法令上の規定はない.
	付与の方法 有給休暇取得率	: 法令上の規定はない (個別労働協約による). : ほぼ 100%
アメリカ 合州国	付与日数	: 労働協約による. : 法令上の規定はないが, 労働協約の調査では4週間以上の休暇を定める団体が全体の80%ある.
		: 法令上の規定はないが,一般には勤続1年で1週間,2-4年で2週間,5-10年で3週間,11-20年で4週間,20-25年で5週間である.
		: 法令上の規定はない. : 法令上の規定はない (個別労働協約による). : 70-80%
日本	根拠となる法令 付与日数	: 勤続6ヶ月で10日,2年6ヶ月までは1年ごとに1日を追加し,以後1年ごとに2日追加する
	連続付与	(最高でも 20 日). : 初年度においては 6 ヶ月間,次年度からは 1 年の継続勤務が必要である。 : 法令上の規定はない。
		: 使用者は労働者の請求する時期に与えなければならないが、事業の正常な運営をさまたげる場合には時期を変更できる.
	有給休暇取得率	: (t)(t) 50%

(2006年から2010年の各国政府のデータ、および筆者の聞き取りにより作成)

フィンランド	38 日 (これが最長)
イタリア	35 日
オランダ	33 日
ドイツ	30 日
フランス	25 日
イギリス	25 日

そのときの聞き取りで、もっとも少ないのはベルギーの20日であった。

2009年の日本における労働者ひとり平均の年次有給休暇(企業規模30人以上)の付与日数は18.3日であるが取得日数は8.8日にすぎない(厚生労働省「平成21年就労条件総合調査結果」).日本の平均的労働者は有給休暇の半分しか取得していない.

欧米諸国では長い有給休暇に加えて、特筆すべきは被用者に少なくとも2週間の連続休暇が認められている。その根拠となるのは1970年のILO 132号「有給休暇に関する改正条約」である。

この ILO 132 号条約は 1936 年(昭和 11)の有 給休暇条約(第 52 号)および 1952 年(昭和 27) の有給休暇(農業)条約(第 101 号)を改正した ものである.

この ILO132 号改正条約 [有給休暇: C132-Holidays with Pay Convention (Revised), 1970; Convention concerning Annual Holidays with Pay (Revised), 1970 (Entry into force: 30 Jun 1973)] の主な内容は次の三点である.

①すべての労働者の有給休暇を年間に3労 働週とする.

(1970年の当時3労働週を超える国が,すでに30ヵ国あった.)

- ②年次有給休暇を分割する場合,少なくと もそのひとつは連続した2労働週でなけ ればならない.
- ③ 労働者は雇用の終了時には、有給休暇を 受けていない勤務期間に比例する有給休 暇、またはそれに代わる補償をうける。

このなかでも注目すべきは②の条項である. これは ILO の勧告ではなくて、条約として採択された. しかし、その会議で日本は政府委員も、使用者 側委員も、はたまた労働者側委員もこの条約に反 対した

今日にいたるも、日本政府は、このILO 132 号(有給休暇)改正条約を批准していない。

このように、すでに 40 年以上も前の 1970 年に ILO は「すべての労働者には最低 3 週間の有給休暇を与え、そのうちの 2 週は連続して与えなければならない」とした.

当時,スウェーデンは,すでに労働者の有給休暇は5労働週であったし,また多くの先進諸国を含めてケニア,ウルグアイ,イエメンなども3週間以上の有給休暇制度をもっていた。先進諸国はもちろん,ケニアなどの発展途上国もこの条約をすぐに批准した。

結局,日本は有給休暇制度についての世界の潮流に乗り遅れて、今日に至っている.

表2に示したように、日本における労働者の有 給休暇は、いわゆる労働基準法によって管理され ている。

ILO132 号条約を批准していない日本では一般的には 2 週間もの連続する有給休暇はとれない.

また日本の労働基準法は、有給休暇の「分割取得」を公然と認めている.

したがって、日本には長期滞在型のヴァカンスが国民的規模で成立する制度的条件がないのである.

多くの先進諸国では、年次有給休暇に加えて 「病気休暇」も1労働週(つまり5日間)程度は 付与されている。日本の労働基準法には、この病 気休暇の規定が明確ではないので病気で会社を休 んだりすれば、その分、有給休暇日数が減る。

日本は、なんと国民を大切にしない国家であろうか.

誤解を恐れずにいえば、ドイツやフランスにできることを日本にできないはずがないであろう.

日本では、政府にも使用者側にも、働く人びと を本気で大切にする思想が欠けているといわざる をえない.

もっとも、さらなる驚きが筆者にはある.こんにちに至るも日本の労働組合は、いわゆる春闘に「賃金アップ」を主張している.

この国は労使双方に有給休暇を人間の生活必需 品と考える思想に欠けている.

ところで、フランスにおける法定労働時間は1982年に週39時間となり、2000年2月には、それまでの週39時間労働から週35時間労働に短縮する法改正がなされた、1日8時間労働とすると、4日半(または隔週で週休3日)である。これは1982年当時12%を超えていた失業率を減らすために労働時間を分かち合うワーク=シェアリングの考え方を広く導入するためであり、そして若年層を中心に雇用も増やすというジョスパン社会党政権の考えであった。

この労働時間の短縮は失業率の低下のみではなく、フランスに新たなレジャー=ブームを引き起こすことになった. つまり、週末を利用しての観光地への小旅行が著しく増えている.

このような労働時間短縮の大きな理由は,前述のように当時の失業率12%をなんとかして下げようとする政策であった.

つまり、フランス政府は雇用の創出を目指し、いわゆるワーク=シェアリングを取り入れた.週39時間労働で10人を雇用すれば、延べ労働時間は390時間になる.週労働時間を35時間に減らせば11人を雇用でき、そこにはひとりの雇用が生み出せる.

これをすでに雇用されている労働者の立場から みれば、労働時間の減少は賃金が減少することを 意味する.

つまり、フランスの労働者は、たとえ賃金が減っても労働時間の減少を選んだ。年次有給休暇は5週間が保証されているにもかかわらず、フランスの労働者は賃金よりも休暇を選択したのである。

当然のことながら、労働時間の短縮によって労働生産性が低下し、国際競争力が損なわれるとする懸念がフランスの産業界では強まった.

現在でも経営側は週35時間労働に反対しており、サルコジ政権下では35時間制度の緩和の方向が模索されていた。

2005年5月に中東欧諸国がEUに加盟し、高 賃金を嫌ったフランスの国内産業が低賃金の 新加盟国に生産拠点を移す空洞化への懸念が強 まった. 労働者側にも労働時間を見直す動きもあった

2005年夏、ドイツ系の家電大手のボッシュのフランス工場では、チェコへの工場移転を避けるために賃金を据え置いてまで労働時間を週36時間に延長することに従業員は同意した。

当時は保守のラ=ファラン政権下にあり、「もっと稼ぎたい人は、もっと働けるようにすべきだ」との方針だった。政権側は「週35時間労働」の枠組みは残して、超過勤務時間を含めて実質的には「週40時間」、また年間180時間の時間外労働を年間220時間にするなどを主張した。しかし、社会党は「労働時間の延長は時代を40年も逆行させるもので数十万人が職を失う」と主張した。

2012年にミッテラン以来17年ぶりに社会党の大統領・オランドが誕生し、その方向性が注目される.

V 日本の経験と向かうべき方向 一まとめに代えて─

「安・近・短(安い,近い,短期滞在)」という表現は、いわゆるバブル経済崩壊後の日本における観光事象を、まことに端的に示している。

これを問題解決の糸口として, また前述のヨーロッパにおけるツーリズムの経験を踏まえて, 日本の観光事象を考えてみたい.

なぜ、庶民の旅行が「安・近・短」になったの だろうか?

現在,多くの温泉地の宿泊客数は最盛期であった1980年代の50%以下といわれる.

たとえば、東京近郊にもかかわらず、鬼怒川・川治などの入り込み客は最盛期の30%だといわれる.

スキー場も、近年の入り込み客数は最盛期の50%以下になり、スキーヤーの宿泊は1980年代前半の2泊から、現在では1泊、さらには日帰りスキーが中心であるともいわれる。

したがって、有名温泉旅館やスキー場の倒産が みられる。旅館・ホテルの倒産は、2000年以降 毎年100件以上の高水準にある(帝国データバン クの資料)。 一方,温泉利用の公衆浴場(つまり多くは日帰り温泉)は全国に7,000カ所あり,さらに増加しつつある(環境省の統計).

また遊園地に加えて店舗とレストラン,温泉施設などをもつ東京ドームシティ(2003年5月開設)の利用も順調だと伝えられる。また依然として東京ディズニーランド(TDL)の隆盛や大阪のユニバーサル スタジオ ジャパンの成功が聞こえてくる。

筆者は、上記の二つの事象に問題解決の糸口が あるとみている。

有り体にいえば、これまで述べてきたように、休日の少ない日本では観光施設は東京や大阪という大都市圏に立地しなければ、つまり、大都市の日帰り圏に立地しなければ、現在のところ、観光施設の勝算はない、TDLの成功、シーガイヤーの失敗はそれを端的に物語っている。

前述のラングドック=ルシオン観光地域開発計画をモデルにして日本の総合保養地域整備法(「リゾート法」1987年)はつくられたと世上いわれている。リゾート法を考えた日本の関係者は、ラングドック=ルシオン観光地域開発計画のどこをみたのであろうか?

ところで、日本のリゾート法は高邁な理想を掲 げた.

その制定の背景(国土庁などの説明)は次の3点に凝縮される.

- ① 国民の余暇の増大
- ② 新しい地域振興策の展開
- ③ 内需主導型経済構造への転換

つまり、①欧米のような長期滞在型のリゾートの育成、および ②過疎地域の活性化の一石二鳥をねらった。

このために、自治体と企業の税制上、または財政上の優遇政策をとり、従来、開発を厳しく制限されてきた国立公園・国有林・農地などの規制が緩和された。

リゾート法にもとづく構想地域(筆者の調査結果:1990年)は、政府の承認を受けた地域24カ所、これから受けようとしている地域16カ所(合計40カ所)であった.

その開発は、山の三点セット(ゴルフ場、リゾートホテル、スキー場)、海の三点セット(ゴルフ場、リゾートホテル、マリーナ)といわれ、どこをみても金太郎飴の開発であった。

しかし、その総面積 630 万 ha は国土の総面積 の 16.6%にもぼっていた。

ラングドック=ルシオンにおける開発の成功を みれば、日本にその指定地域が40カ所にものぼ ることは考えられない.

一方,日本のリゾート法には成功するための前提となる重要な条件,つまり有給休暇制度が欠けているので,最初から筆者はこれが成功する確率は、ほとんどないと確信していた.

結局, リゾート法は地域振興とは名ばかりで, 企業の利益追求のみに終始し, 日本の緑を破壊 し, ふる里の風景を変えただけになった(田崎信幸, 1991).

たとえば、筆者はシーガイヤー(リゾート法の 第一号)の計画を知ったとき、この事業は成就し ないと大学の講義で断言した.「時間の余裕のな い日本人がどうして宮崎までいけるのか?」とい うのが筆者の疑問であった.

さらには、シーガイヤーの失敗要因のひとつ に、施設利用に対して日本人の季節観を無視した ことがあげられる.

典型的日本人は「春はサクラ見物,夏は海水浴, 秋は紅葉狩り,冬は雪見酒」というように旺盛な 季節感をもっている.

日本の大型スキー場は5月上旬くらいまでは充分にスキーが楽しめる自然環境にある。しかし、スキーの盛んだった1990年代初頭でも4月になったらスキー場は閑古鳥が鳴いていた。日本人は「サクラが咲くと、スキーを忘れる」のである。

このような旺盛な季節感をもつ日本人のなかに、冬季にスイミングスーツを持ち、宮崎(シーガイヤー)まで繰り出す人びとがどのくらいいるだろうかというのが筆者の危惧だった。

ところで、冬季でもハワイやグアムに出かけて 海水浴を楽しむ日本人は多い.

これには、第二次世界大戦後ハワイやグアムが リゾートとして日本人のメンタル=マップ(頭の 中に形成される心理的な地図)に焼き付けられた ことが大きく関与している.

つまり「冬季に屋内で海水浴のできる宮崎」を 思い出さないが、冬でも海水浴のできる場所とし てのハワイやグアムを思い出すのが日本人の常な のである。

日本では、1960年代以降の経済の高度成長時代に、たしかに見かけのうえで「観光旅行」は増加した。これは当たり前のことである。

つまり、収入が増えれば旅行は増加する.

しかし、 $1 \sim 2$ 泊がほとんどで、それ以上には伸びなかった。またその中心は団体旅行であった。1990年代に入り、文字どおりのバブル経済が破綻すると生活必需品ではない観光旅行は急速に縮小した。

ところで、国内での宿泊を伴う旅行の旅行回数(図 2)は 1.18 回(1986 年)と 1.77 回(2006 年)の間にある。また、その年間宿泊数は 3.06 泊(1991 年)と 2.14 泊(1980 年)の間で推移している。つまり、日本人の旅行は、年間に 2 回未満であり、その宿泊日数はせいぜい $1 \sim 3$ 泊の間で推移している。

この図を大きくとらえると、"好況と不況とに

関わらず底堅い観光需要が日本には存在する"と みることができる

つまり、日本の労働者の有給休暇の取りにくい 環境を考慮すると「休みがないから出かけられな い」「休日があれば旅行に出かける」と読むこと ができる

また,前述したように日本の労働者の年次有給休暇の消費日数は平均で約10日にすぎない. それは付与日数の半分である.

図2の中味を冷静に読み取り、また有給休暇の 取りにくい日本社会、休日のたびの高速道路の渋 滞などを組み合わせて考えれば、次のようなこと がいえる。

つまり、政府が被用者の年次有給休暇の完全消費を使用者側に義務づければ、日本における観光は少なくとも現在の二倍になる.

国土交通省が2002年にまとめた資料によると、現行の日本の労働基準法のもとでの有給休暇でさえも、それが完全に消化されれば経済波及効果は合計11兆8千億円になり、148万人の雇用が創出される。ハッピーマンデイ法などという姑息な休日ではなく、実感できる豊かさを国民のもの



図 2 国内旅行の回数および宿泊数の推移(1971-2008)

- (注) 1 観光庁作成。
 - 2 2003 年度から調査手法を変更し、国の承認統計として実施している「旅行・観光 消費動向調査」の数値を採用しているため、それ以前との単純比較はできない。
 - 3 暫定値とは、2008 年 $4\sim12$ 月の 3 四半期の集計結果を基に、2008 年度の年間量を推計したものである。

(観光庁編 2009 による)

とする必要がある。また休暇を地域的に分散化するなどという考え方は現実的ではなく、その効果はあまり期待できない(矢部直人、2013).

日本では、さしあたり、毎週に残業禁止日を設定するとか、子どもをもつ夫婦の有給休暇日数の優遇あたりから始めるのが現実的で妥当であろう.

ともあれ、有給休暇の取りにくい日本の労働環境では、労働基準法に定められた「有給休暇日数をすべての労働者が完全に消化する」という施策から実施する必要があるだろう。

世上,「日本では観光が盛んになった」という.

しかし、これは正しい表現ではない。日本では 観光が盛んになったのではなく、「観光事業が盛 んになった」のである。

日本における観光現象や観光事業の閉塞感を打開するためには、さまざまな方策が考えられるが、まずは有給休暇制度の充実こそが基本的な方向であると筆者は考える。

日本は有給休暇についての世界の潮流に乗り遅れて、今日まできている。

この国は労使双方に有給休暇を生活必需品と考える思想に欠けている. 経団連をはじめとする産業界にもその意志がない以上, それを変えられるのは政府の「政策」でしかない.

ヨーロッパの国々のツーリズムや農村をみていると、ツーリズムを進展させるのは有給休暇などに関する「国家の政策 | であることに気づく.

なかなか不況から抜け出せない日本経済を考えるとき、その再生には従来の価値観の転換が必要なのである.

日本政府は有給休暇の問題に真剣に取り組まなければならない。そして国民が等しく享受できる時間的な豊かさを実感できる社会の構築を目指すべきなのである。

謝辞

経済学者として、また観光学者としても尊敬する畏友 小 沢健市教授に本論文を献呈いたします.

1998年4月に立教大学観光学部が創設されたときにお会いして以来、小沢健市先生には親しくさせていただき、こんにちに及んでいます。飾らない人柄に加えて、小沢先

生の学問研究に対する真摯な態度は私の手本とするところです.

立教大学 観光学部では互いの研究室が近いこともあり、いっしょにコーヒーをいただきながら経済学に無知な私を 啓蒙していただき、感謝しています.

夏の秋山郷ではもちろんのこと、Sri Lanka の hill stations をはじめ、Luang Phabang、Kota Kinabalu、そして韓国のスキー場などでの巡検では、経済学者の地域を考える視点を開陳していただき、「経済学」や観光学に対する私の無知を啓いていただきました。すばらしい思い出です、小沢健市先生のますますのご多幸を願っております。

なお、本論文を執筆するにあたっては、フランスにおける余暇の組織化や有給休暇政策などについて廣田 功 先生 (帝京大学 経済学部長) に書肆をご紹介いただいた。

アブストラクトは韓志 昊先生(立教大学 観光学部 准教 授)にみていただいた。

ここに記して感謝いたします.

文 献

荒井政治 (1989): 『レジャーの社会経済史―イギリスの経 験―』東洋経済新報社, pp. 115-158.

Edmunds, Martin (1999): Rural Tourism in Europe. *Travel & Tourism Analyst*, No. 6, pp. 37–50.

Goodall, Brian and Gregory Ashworth (山上 徹 監訳) (1989):『観光・リゾートのマーケティング:ヨーロッパの地域振興策について』白桃書房, pp. 193–202.

(原著は英文で、1988年にイギリスで出版された)。

廣田 明 (1996): 両大戦間期フランスにおける余暇の組織 化一フランス余暇政策史における有給休暇法の意義一. 権上康男・廣田 明・大森弘喜 編著,『20世紀資本主義 の生成一自由と組織化一』,東京大学出版会,pp. 73–110. 廣田 明 (1999): フランスにおけるヴァカンス法制の発 展.村串仁三郎・安江孝司編『レジャーと現代社会一意 識・行動・産業一』法政大学出版局,pp. 73–85.

廣田 功(1987): フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面─有給休暇と〈余暇の組織化〉─. 中央大学人文科学研究所編,『希望と幻滅の軌跡─反ファシズム文化運動─』中央大学出版部, pp. 167–196.

廣田 功 (2005): 20 世紀初頭フランス労働運動の労働時間短縮運動. 佐藤 清編,『フランス―経済・社会・文化の位相―』中央大学出版部, pp. 1–32.

蛭川久康(1990): 『バースの肖像: イギリス 18 世紀社交 風俗事情』研究社出版, 258p.

井上萬壽蔵 (1957):『観光教室』朝日新聞社, pp. 63-68. 池永正人 (2000): オーストリアアルプス・レンゲンフェルト村における山岳観光の発展と山地農民の対応. 新地理, 48-1, pp. 17-36.

池永正人 (2001): オーストリアアルプス・ヒンターホル ンバッハ村におけるアルム利用の推移とエコツーリズ

- ム. 人文地理, 53-6, pp. 48-65.
- 石原照敏 (1999):マス・ツーリズム型観光計画の挫折と新しい観光計画―フランスアルプスの事例―. 石原照敏ほか編『新しい観光と地域社会』古今書院, pp. 29-37.
- 石原照敏(2001): フランス・アルプス・ヴァルモレルにおける地域開発契約による観光業と農業の共生システム. 石原照敏編『アルプスにおける観光業と農業の共生システム―日本の中山間地域と比較して―』(平成11~12年度科学研究費補助金研究成果報告書), pp. 27–46.
- 石井英也 (1982): 西ドイツにおけるレクリエーション空間の若干の特性. 筑波大学地球科学系, 人文地理研究 W. pp. 117–137.
- 石井啓雄・楜澤能生(1998): オーストリアとスイスの山 岳地域政策, 年報 村落社会研究, 村落社会学会, 34, pp. 181-208.
- 川北 稔 (1987):『「非労働時間」の生活史―英国風ライフ・スタイルの誕生―』リブロポート、285p.
- 河村英和 (2013):『観光大国 スイスの誕生―「辺境」から「崇高なる美の国」へ―』平凡社, 223p.
- 観光庁編 (2009):『平成 21 年版 観光白書』株式会社コミュニカ, p. 4.
- 観光庁編(2010): 『平成22年版 観光白書』日経印刷株式会社, p. 11.
- 小林章夫 (1989): 『地上の楽園バース:リゾート都市の誕 生』岩波書店, 208p.
- Kureha, Msaaki (1995): Wintersportgebeite in Österreich unt Japan (Innsbrucker Geographische Studien 24). Instituts für Geographie der Universität Innsbruck, 188p.
- 呉羽正昭 (2001a): 東チロルにおける観光業と農業の共生 システム. 地學雑誌, 110-5, pp. 631-649
- 具羽正昭(2001b):ドイツ・アルプス・ヒンデラングにおける観光業と農業の共生システム. 石原照敏編『アルプスにおける観光業と農業の共生システム―日本の中山間地域と比較して一』(平成11~12年度科学研究費補助金研究成果報告書), pp. 27-46.
- 呉羽正昭 (2002): アルプスの観光とスキー・リゾート. 科学, 岩波書店, 72-12, pp. 1257-1260.
- Mauret, Elie (字田英男 訳) (1975): 『都市と田園の均衡― 開発・都市計画・景観―』 技報堂出版, pp. 113–126. (原著は 1975 年にフランスで出版された).
- 溝口周道 (2010): 「観光」の語源について、日本観光研究学会 第 25 回 全国大会論文集, pp. 121-124. (この論文に加えてインターネット上でも著者の「観光の語源」に関する文献の渉猟を確認できるし、参考になる).

- 溝尾良隆 (2009): ツーリズムと観光の定義. 溝尾良隆 編著. 『観光学の基礎』 原書房. pp. 13-42.
- 望月真一 (1990): 『フランスのリゾートづくり―哲学と手 法―』 鹿島出版会, pp. 65-140.
- 村上元三 (2004): 『勝 海舟』 学陽書房, pp. 264-265.
- 西原清之 (1974): 『レクリエーション都市』 ダイヤモンド 社, pp. 235-246.
- Oppermann, Martin (1996): Rural Tourism in Southern Germany, *Annals of Tourism Research*, Vol. 23, No. 1, pp. 86–102.
- Racine, Pierre (津端修一 監訳) (1987): 『自由時間都市 一リゾート新時代の地域開発―』パンリサーチ出版局, 295p.
 - (原著は1987年フランスで出版された).
- 佐野市史編さん委員会 (1973): 『佐野市史, 資料編 2: 近世』佐野市役所, pp. 881-883.
- 高橋伸夫 (1992): フランスにおけるヴァカンスの地理学 的研究. 人文地理研究, 筑波大学 地球科学系, XVI, pp. 1–32.
 - (この論文は、フランスにおけるヴァカンスの享受率、滞在場所と日数、夏季と冬季のヴァカンスの滞在日数、ヴァカンスの宿泊施設、県別のヴァカンス入り込み者数の空間分布など広範にヴァカンスが分析され、フランスにおけるヴァカンス状況の理解にとって参考になる).
- 高田真治・後藤基巳 訳 (1969): 『易教 (上)』岩波書店, n 206
- 田崎信幸 (1991): Q & A リゾート法―その背景と問題点 一. あごら BOC 出版部, pp. 3–18.
- 富川久美子 (2005): ドイツ・バイエルン州南部バード・ ヒンデラングにおける農家民宿の経営分化. 地理学評論, Vol. 78, No. 14, pp. 976–986.
- 富川久美子 (2007): 『ドイツの農村政策と農家民宿』農林 統計協会、198p.
- 上野福男 編著 (1997)『オーストリアにおけるアルム農業 と観光』農林統計協会、242p.
- 浮田典良(2000):グリーン・ツーリズムと地域住民生活 ードイツを事例に一. 石原照敏ほか編『新しい観光と地 域社会』古今書院. pp. 63-72.
- 矢部直人 (2013): 休暇分散化における地域ブロック設定とその旅行需要平準化効果の検証―ネットワーク分析による機能地域の設定―. 人文地理, 65-2, pp. 66-80.
- 横山秀司 (2006): 『観光のための環境景観学 ―真のグリーン・ツーリズムにむけて―』 古今書院、164p.